

ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

平成29年11月

埼玉県町村会

ゴルフ場利用税の堅持を求める要請書

ゴルフ場利用税収入は、平成27年度決算において475億円となっており、税収の7割に当たる332億円がゴルフ場利用税交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されています。

ゴルフ場が所在する市町村は、過疎地域や中山間地域がその約75パーセントと多くを占め、自主的な税財源の乏しい地域にあり、これらの地域にとってゴルフ場利用税交付金は、貴重な税財源となっているところです。

平成29年度は「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中間年とされており、国は、情報支援、人材支援、財政支援の地方創生版・三本の矢で強力に支援することなどにより、地方創生の新展開を図るとしています。その一方で、都市から地方への税源の再配分機能を有し、財政基盤が脆弱な市町村など地方の貴重な自主財源となっているゴルフ場利用税交付金を奪うことは、地方創生の実現に逆行するものです。

また、ゴルフ場所在市町村には、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止対策、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策といったゴルフ場特有の行政需要に対応する必要があり、それらを享受するのはゴルフ場を利用される担税力のある方です。

仮に、ゴルフ場利用税が廃止された場合、これらゴルフ場特有の行政需要を地域住民のみの血税によって支えることとなり、ゴルフ場を利用する方が、何も負担することなく、行政サービスだけを享受することは不公平といえます。

ゴルフ場所在市町村は、ゴルフ場開発における許認可やアクセス道路・ライフライン新設への協力、周辺地域の災害防止、さらには青少年のゴルフ教室や住民参加のゴルフコンペの開催などによりゴルフの振興と健康増進を図り、一億総活躍社会の実現を目指すとともに、地域の特色を活かしたまちづくりを行っているところです。

このようなゴルフ場所在市町村が行っている行政サービスやゴルフ振興策は、ゴルフがオリンピックの正式種目かどうかに関わらず実施すべきものであり、ゴルフ場利用税はそのための貴重な財源です。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源は考えられません。

今後ともゴルフ人口の増加につなげるとともに、地域に根差す産業としてゴルフ場の振興を図り、共存共栄してまいりたいと考えております。

現在、ゴルフ場が所在する市町村が結束して、ゴルフ場利用税の存続に向けて活動を進めています。

これらの事情を御賢察いただき、是非とも現行制度を堅持していただきますよう強く要請いたします。

平成29年11月

埼玉県町村会長 嵐山町長 岩澤



勝

毛呂山町長 井上 健次

滑川町長 吉田 昇

鳩山町長 小峰 孝雄

ときがわ町長 関口 定男

皆野町長 石木戸 道也

長瀬町長 大澤 タキ江

小鹿野町長 森 真太郎